平成２２年（フ）第３３０号
岡山市南区藤田566番地91
債務者　岩田　博之
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７３号
岡山市北区白石西新町７番地103
債務者　瀬尾　一好
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１号
熊本県葦北郡芦北町大字佐敷31番地１
債務者　山下　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第８４号
熊本県八代郡氷川町宮原376番地５
債務者　松本　安正
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第８１６号
東京都練馬区大泉町２丁目１番26号レオパレス美国113
債務者　畠　　輝夫（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８４５号
東京都町田市玉川学園５丁目14番21号
債務者　小山佳代子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
愛知県豊川市諏訪４丁目113番地の１
債務者　夏目　英明
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４０号
愛知県田原市浦町丸山１番地２　田原アパート1314号
債務者　福川　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市飯村北２丁目30―１　サンイースト早川303、登録原票上の住所愛知県豊橋市西七根町字むつみね台23番地の６
債務者　仲本ヒロシこと　ナカモト　エディソン　ヒロシ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５７号
愛知県豊橋市飯村北２丁目30―１　サンイースト早川303、登録原票上の住所愛知県豊橋市西七根町字むつみね台23番地の６
債務者　仲本ミツエこと　ナカモト　アルレーネ　ミツエ　タカナシ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１６２号
愛知県豊橋市中岩田４丁目７番地の９
債務者　幸田　光浩
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９３号
岡山県美作市川北1232番地
債務者　梶川　　良
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第８１号
青森市大字新城字山田222番地503
債務者　花田　宏平
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
青森市大字新城字山田222番地503
債務者　花田利津子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
青森市岡造道１丁目３番８号　黒葉ストア２階
債務者　工藤　隆文
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係